

3 秩父地域施業集約化促進事業補助金 Q&A

(令和6年4月9日現在)

秩父地域施業集約化促進事業補助金の取り扱いは、秩父地域施業集約化促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、本Q&Aによるものとします。

1. 補助対象者について（交付要綱第2条関係）

(問1-1) 補助対象者は何か。

(回答)

秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に在住の林業者又は秩父地域に主たる事業所のある林業事業者になります。

2. 補助対象森林について（交付要綱第3条関係）

(問2-1) 本事業の対象となる森林の範囲はどこか。

(回答)

秩父地域内の森林です。

(問2-2) 本事業の対象となる森林とは何か。

(回答)

森林法第2条第1項に規定する森林（「木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹」並びに「木竹の集団的な生育に供される土地」）となります。

地目上の「山林」である必要はありませんが、農地であれば非農地証明を取得するなど、森林として管理や利用していくことを担保してください。ご不明な場合はお問い合わせください。

3. 補助対象（交付要綱第4条関係）

(問3-1) 補助対象経費は何か。

(回答)

技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料となります。各費目の内容は交付要綱の別表2をご覧ください。

(問3-3) 労務費等の人件費はどのように算定すればよいか。

(回答)

別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づ

いて人件費を算出してください。

なお、個人事業主、任意団体、山林所有者個人など上記の算定方法が困難な場合には、普通作業員単価（24,300 円／日・人）により算定してください。なお、実績報告の際には作業日報の提出が必要になりますのでご注意ください。

4. 交付申請関係（交付要綱第 5 条関係）

（問 4－1） 交付申請の回数制限はあるのか。

（回答）

回数制限はありませんが、協議会予算の範囲内となります。

（問 4－2） 交付申請の添付書類はなにか。また様式はあるのか

（回答）

以下のとおりです。

- ・事業実施箇所を示した位置図（縮尺は任意）
- ・経営管理実施権配分計画の写し（該当ない場合は不要）

（問 4－3） 交付申請期限はいつまでか。

（回答）

令和 7 年 1 月 31 日までです。

5. 交付決定関係（交付要綱第 6 条関係）

（問 5－1） 交付決定に当たり付す条件とは具体的に何か。

（回答）

交付要綱等関係法令の遵守、会計等関係書類の整備・5 年間の保存、森林の 5 年以内の転用制限などになります。

6. 変更交付申請等関係（交付要綱第 7 条関係）

（問 6－1） 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

（回答）

以下のいずれかに該当する場合とします。

- （1）事業費の 3 割以上の増減
- （2）事業量の 3 割以上の増減
- （3）事業内容（施業種別）の追加及び廃止

なお、3 割に満たない増額の場合には変更交付申請により補助金額の変更を申請することが出来ます。

7. 実績報告関係（交付要綱第 8 条関係）

（問 7－1） 実績報告書に必要な添付書類は何か。また様式はあるのか

(回答)

実績報告書の添付書類、様式は次のとおりです。

- ・ 事業実施箇所を示した位置図（縮尺は任意）
- ・ 事業完了後の写真
- ・ 森林管理や森林整備に関する契約書、協定書、同意書（施業集約化活動事業以外では不要）
- ・ 実測図及び測量野帳（境界測量事業以外では不要）
- ・ 境界に関する所有者の同意書（境界確認・境界測量事業以外では不要）
- ・ 支出関係書類（領収書、作業日報等）※後日書類検査において確認を受ける場合は不要

(問 7 - 2) 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから 30 日以内又は当該年度の 3 月 20 日までのいずれか早い日となります。

8. その他

(問 8 - 1) 要望等に基づいて予算配分するのか。

(回答)

予算の範囲内で先着順で申請されたものに対して交付決定します。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。

